

平成30年第1回（3月）大磯町議会定例会

議 案 第 1 号 説 明 資 料

平成30年2月15日

大磯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

資 料

制定概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
制定内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1～4

福 祉 課

大磯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

○ 制定概要

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）」の公布により、居宅介護支援事業者の指定及び指導監督に関する権限が、都道府県から市町村に移譲する旨の介護保険法の改正が行われたことに伴い、本町において新たに条例を制定します。

なお、条例の制定に当たっては、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」の公布により、平成30年1月に改正された指定居宅介護支援事業に関する国の基準を反映した条例とします。

○ 制定内容

1 制定する条例及び基準となる省令

(1) 制定する条例（案）

大磯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(2) 基準となる省令

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）

2 対象となる事業所

新条例で基準を定める事業は、介護保険法第8条第24項に規定する「居宅介護支援事業」を対象とします。

(1) 事業名

居宅介護支援事業（ケアマネジメント事業）

(2) 事業の概要

要介護者が指定居宅サービス等を適切に利用等できるよう、利用者の心身の状況や利用者・ご家族の意向をアセスメントした上で、介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連携・調整を図ります。

(3) 事業所数

8事業所（平成30年1月1日現在）

3 基準の類型

条例制定にあたっては、国の基準省令を参照し、地域の実情に応じて制定することとされており、その基準は、省令で「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」に区別されており、これに基づいて条例を定める必要があります。

(1) 従うべき基準

条例が必ず適合させなければならない基準。ただし、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されます。

(2) 参酌すべき基準

原則は適合させなければならない基準ですが、市町村が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されます。

4 大磯町の独自基準

(1) 申請者の要件

指定居宅介護支援事業者の指定の資格要件に暴力団排除を追加します。

【考え方】

本町では、平成24年4月1日に大磯町暴力団排除条例を施行しており、利用者が安心してサービスを利用するために、当該条例の趣旨を踏まえた措置を講ずることができるよう規定します。

(2) 記録の整備

サービスの提供に関する記録の保存期間を5年間とします。

【考え方】

省令基準では、指定介護予防支援事業者における、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録の保存期間を2年と規定しているが、介護給付費の返還請求権は地方自治法により5年間と定められている。このため、本町では、指定居宅介護支援事業者に対し、サービスの提供に関する記録等の5年間の保存を義務付け、不適正な介護保険給付費の支給があった場合には、遡って返還請求ができるよう規定します。

5 条例の構成・定めることとなる基準

町条例			類型	平成11年厚生省令第38号	
総 則	第1条	趣旨	参酌	第1条	
	第2条	定義	—	—	
	第3条	居宅介護支援事業者の指定の資格	従う	※	
基本方針	第4条		参酌	第1条の2	
人員基準	第5条	従業者の員数	従う	第2条	
	第6条	管理者	従う	第3条	
運営基準	第7条	内容及び手続の説明及び同意	参酌	第4条	
			従う	第1項第2項	
	第8条	提供拒否の禁止	従う	第5条	
	第9条	サービス提供困難時の対応	参酌	第6条	
	第10条	受給資格等の確認	参酌	第7条	
	第11条	要介護認定の申請に係る援助	参酌	第8条	
	第12条	身分を証する書類の携行	参酌	第9条	
	第13条	利用料等の受領	参酌	第10条	
	第14条	保険給付の請求のための証明書の交付	参酌	第11条	
	第15条	指定居宅介護支援の基本取扱方針	参酌	第12条	
	第16条	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	参酌	第13条	
			従う	第7号、第9号、第10号、第11号、第14号、第16号、第18号の2、第26号	
	第17条	法定代理受領サービスに係る報告	参酌	第14条	
	第18条	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	参酌	第15条	
	第19条	利用者に関する市町村への通知	参酌	第16条	
	第20条	管理者の責務	参酌	第17条	
	第21条	運営規程	参酌	第18条	
	第22条	勤務体制の確保	参酌	第19条	
	第23条	設備及び備品等	参酌	第20条	
	第24条	従業者の健康管理	参酌	第21条	
	第25条	掲示	参酌	第22条	
	第26条	秘密保持等	従う	第23条	
	第27条	広告	参酌	第24条	
	第28条	指定居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等	参酌	第25条	
	第29条	苦情処理	参酌	第26条	
	第30条	事故発生時の対応	従う	第27条	
	第31条	会計の区分	参酌	第28条	
	第32条	記録の整備	参酌	第29条	
	基準該当居宅介護支援に関する基準	第33条	準用	参酌	第30条

※ 介護保険法施行規則第132条の3の2

6 施行日等

平成30年4月1日とします。

ただし、国が定める回数以上の訪問介護をケアプランに位置付けた場合は、そのケアプランを市町村に届け出なければならないものとする、第16条第1項第19号の規定については、平成30年10月1日から施行します。

また、指定居宅介護支援事業所の管理者の要件を主任介護支援専門員とする、第6条第2項の規定については、平成33年3月31日までを経過措置の期間とします。いずれも、基準省令に規定される施行期日等に従うものです。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項第19号の規定は、平成30年10月1日から施行する。

(管理者に係る経過措置)

2 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

(1) 平成30年10月1日施行

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(18) 省略

(19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(20)～(29) 省略

(2) 平成33年3月31日までの経過措置

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 省略